○神栖市表彰条例施行規則

昭和５９年８月１日
規則第１５号

（趣旨）

第１条　この規則は、神栖市表彰条例（昭和５９年神栖町条例第５号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（功労表彰の基準）

第２条　条例第３条第１項第１号から第８号までに規定する功労者は、次に規定する者とする。

(1)　市長の職に４年以上在職した者

(2)　副市長又は教育長の職に８年以上在職した者

(3)　市議会議員の職に８年以上在職した者

(4)　農業委員会の委員の職に１２年以上在職した者

(5)　任命について議会の同意又は選挙により選任される各種委員の職に１２年以上在職した者

(6)　前３号以外の非常勤の特別職に２０年以上（消防団員にあっては、３０年以上）在職した者

(7)　市立学校の教職員として３０年以上在職した者

(8)　市の職員として３０年以上在職した者（部長級職経験者に限る。）

（在職年数の計算）

第３条　前条に規定する各職の在職年数は、次に定めるところにより計算する。

(1)　月をもって計算し、表彰期日において６か月以上の端数を生じたときは、１年とする。

(2)　退職し再び就任したときは、前後の年数は通算する。

(3)　前後の職を異にするときは、別記により換算する。

（功労章の図様）

第４条　条例第３条第２項の規定による功労章の図様は、図式のとおりとする。

（功労章の着用）

第５条　功労章は、市の儀式又は公会に出席する場合に、着用するものとする。

（功績表彰の基準）

第６条　条例第４条に規定する功績者は、学術、芸術、文化、芸能、スポーツ等（以下「大会等」という。）において、次に掲げる成果を上げた者とする。

(1)　県又は全県的団体が主催する大会等において優勝した者

(2)　国又は全国的団体が主催する大会等において上位入賞の成績を収めた者

（功労者名簿、功績者名簿及び善行者名簿）

第７条　条例第１０条の規定による功労者名簿、功績者名簿及び善行者名簿は、様式第１号から様式第３号までのとおりとする。

（記念品等の額）

第８条　条例第３条第２項及び第４条第２項に規定する記念品の額、条例第５条第２項に規定する金品の額並びに条例第８条に規定する祭し料の額は、市長が別に定める。

（儀式等の指定）

第９条　条例第８条の規定により、功労者を招待する場合の儀式等の指定は、市長がその都度行う。

（表彰期日）

第１０条　表彰は、毎年１０月初旬に行う。ただし、特に必要があるときは、臨時に行うことができる。

（欠格事由）

第１１条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、表彰しないものとする。

⑴　拘禁刑以上の刑に処せられた者

⑵　その他表彰することが不適当と認められる者

（補則）

第１２条　この規則に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成６年規則第２１号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成９年規則第２号）

この規則は、平成９年４月１日から施行する。

付　則（平成１８年規則第６６号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成１９年規則第２８号）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

付　則（令和６年規則第４８号）

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この規則による改正後の第２条第２号、第３号及び第５号並びに別記の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後において第２条第２号、第３号及び第５号に掲げる職にある者について適用し、施行日前までに当該職にあった者として当該在職年数に応じて表彰をする場合の基準年数の適用については、なお従前の例による。

付　則（令和８年規則第１号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

付　則（令和８年規則第４号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

図式（第４条関係）

功労章の制式

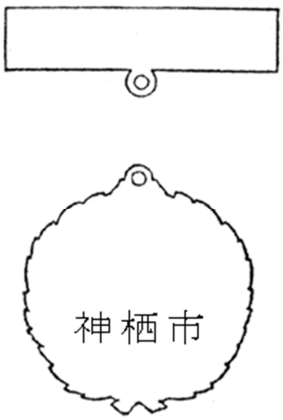
材質		真鍮（ちゅう）
大きさ	上部	縦　８ミリメートル　　横　３５ミリメートル
	下部	縦　３３ミリメートル　　横　３０ミリメートル
表面	上部	銀イブシ仕上げ
	下部	銀イブシ仕上げ
	下部・市章	金張仕上げ
	下部・功労賞	金張仕上げ
裏面		銀梨地仕上げ、神栖市の文字を入れる。
側面		銀イブシ仕上げ

功労章の形状

表面



裏面



様式第1号(第7条関係)

功　労　者　名　簿

<table>
<tr><td>登録番号第　　号</td><td>表彰年月日</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="7"></td><td>ふりがな
氏　　名</td><td></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td></td></tr>
<tr><td>現住所</td><td></td></tr>
<tr><td>本籍地</td><td></td></tr>
<tr><td>職　　名</td><td></td></tr>
<tr><td>在職期間</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">学　歴</td></tr>
<tr><td colspan="3">職　歴</td></tr>
<tr><td colspan="3">賞　罰</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他(記念品名等)</td></tr>
</table>

様式第2号（第7条関係）

功　績　者　名　簿

登録番号		表彰年月日
個人	ふりがな 氏名	
	生年月日	
	現住所	
	本籍地	
	職業	
	勤務先	
	主な履歴	
団体	団体名	
	代表者氏名	
	所在地	
	設立年月日	
	表彰記念品 受領者氏名	
表彰事由		
その他（記念品名等）		

様式第3号（第7条関係）

善　行　者　名　簿

登録番号		表彰年月日
個人	ふりがな 氏名	
	生年月日	
	現住所	
	本籍地	
	最終学歴	
	職名	
	主な履歴	
団体	団体名	
	代表者職氏名	
	所在地	
	設立年月日	
	表彰状記念品 受領者氏名	
表彰事由		
その他（記念品名等）		

別記（第３条関係）

公職別基準年数及び在職年数換算比率一覧

区分＼公職名		市長	副市長又は教育長	市議会議員	農業委員会の委員	任命について議会の同意又は選挙により選任される各種委員	左に掲げる以外の非常勤の特別職	市立学校の教職員	市の職員（部長級職経験者に限る。）
基準年数		４年	８年	８年	１２年	１２年	２０年（消防団員は、３０年）	３０年	３０年
在職年数換算比率	市長	１０／１０							
	副市長又は教育長	８／１２	１０／１０						
	市議会議員	４／１２	８／１２	１０／１０					
	農業委員会の委員	３／１２	６／１２	８／１２	１０／１０				
	任命について議会の同意又は選挙により選任される各種委員		３／１２	６／１２	８／１２	１０／１０			
	上に掲げる以外の非常勤の特別職						１０／１０	１０／１０	
	市立学校の教職員		６／１２						１０／１０
	市の職員		６／１２						